

平成27年第3回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

---

開 会 平成27年 9月 7日

閉 会 平成27年 9月11日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（9月10日）

---

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	森 弘 美 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	坂 本 豊 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

---

欠席議員 1名

6番 山 舘 清 剛 君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	小 松 生 佳 君
総 務 課 長	坂 本 亮 君
税 務 課 長	佐 井 邦 彦 君
住 民 課 長	柿 崎 真 人 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	越 田 茂 弘 君
産 業 振 興 課 長	中 川 悟 君
建 設 課 長	大 川 誠 治 君

---

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長

坂 本 勝 教 君

議 会 事 務 局 次 長

佐 藤 一 仁 君

---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

4 番

柿 崎 裕 二 君

5 番

坂 本 豊 君

---

議事日程（第2号）

第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

第2 一般質問 3番 森 弘美 議員

第3 一般質問 4番 柿崎裕二 議員

第4 一般質問 5番 坂本 豊 議員

第5 一般質問 7番 木村 修 議員

第6 一般質問 2番 久慈省悟 議員

午前9時29分 開議

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

○議長（藤田修一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問4名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、1番小鹿重一君の質問を許します。

○1番（小鹿重一君） おはようございます。小鹿重一です。よろしく願いをいたします。

きょうは教育委員会の関係について質問をいたします。よろしく願いいたします。

まず、地域スポーツクラブについてでございますけども、蓬田村総合型地域スポーツクラブ「よもっと元気スポーツクラブ」は、平成25年3月16日に設立されております。総合型地域スポーツクラブの特徴は、いつでもどこでも誰とでもスポーツができる環境を、地域のみならずつくっていくということであります。そのことによって村民の健康増進や青少年の健全育成及び豊かな高齢化社会の創造など、明るく活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的としています。設立当初は、フットサル教室、ノルディックウォーキング教室、卓球教室などを計画していたと思います。

そこで、蓬田村総合型地域スポーツクラブ「よもっと元気スポーツクラブ」の平成26年度の活動状況についてお伺いします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） よもっと元気スポーツクラブの26年度事業についてですが、まずスポーツとして教室として開催しているものがフットサル教室、これが第2・第4木曜日、ほかにラケットテニスサークルとして木曜日に実施して、これが通年で実施している事業です。そのほかには、当然スポーツフェスティバルへの参加とか県スポーツクラブの研修会、ほかに県ラケットテニス選手権大会、それから村の事業であるこども会の冬期のゲーム大会とか健康体操教室並びに村で行っているスキー教室などへの参加、またスポーツ以外であれば料理教室なども年1回ほど開催しているようです。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） いろいろ活動はされているようでございます。設立の当初は指導者不足から役場職員に非常に大きな負担がかかると。それから、またクラブの運営のために参加者に会費をお願いすることなどに抵抗があるのではないかなどの課題がありました。村からの助成はされているようでございますけども、現在はこれらの課題は克服されたのかお伺いします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 会員として参加費を納めている方が現在31名ほどおりまして、そのほか飛び入りで参加する場合には1人200円とか300円の会費をもらっているみたいです。

それで、もともと設立の趣旨として自立できるような組織をつくりたいということで当初から毎年村の補助金を減額して今に至っております。それでも全体の予算に占める参加費、まあ3分の1ほどありますか、それなりに皆さん頑張ってやっているみたいで、今のところまだ存続は十分に可能であろうと思います。村もてこ入れとして村の役場職員とか結構参加したり協力したりしてやっているみたいで、これからの活動並びに組織の状況を見ながら教育委員会としても、また協力していきたいと思っております。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 私も当初、設立当初ちょっと携わったことがあったので非常に役場職員の皆さんはご苦労されているなという思いがあって今お尋ねしたわけでございます。

それから、先般、平内町の夜越山で東郡議会議員健康管理セミナーがありまして、そのときに平内町の職員から平内町では一人一スポーツに取り組むことを目標にしているという紹介がありました。ラジオ体操もその一つだと思っております、私たちも津軽弁入りのラジオ体操をやってきたわけです。そこで、よもっと元気スポーツクラブは村民の健康増進も大きな目的の一つになっていますので、財政支援を継続し、蓬田村のスポーツ人口をふやすことにより将来の介護料の減にも資すると思えますが、村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） おっしゃるとおりだと思います。やっぱり健康を守るということはスポーツに取り組むことも一つの方法でございますし、これによって健康になれば医療費が下がる、あるいは介護の人口が下がるということは当然であろうかと思えます。

今後そういうスポーツ施設なり、あるいはソフト事業としてのスポーツ振興、失礼。地域スポーツクラブですか、この振興をますます図ることを行いたいというふうに思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） よろしく願いをいたします。

それでは、次にいきまして教育委員についてお伺いをしたいと思います。

教育委員会は議会の同意を得て村長が任命した教育委員によって組織されています。地域の学校教育、社会教育、文化スポーツ等に関する教育行政を首長から独立した機関として担っています。重要事項や基本方針の決定に当たっては委員の合議制になっています。

そこで、蓬田村教育委員会委員は現在3名が任命されておりますが、委員3名で問題はないのか。3名で十分だと考えているのか。補充を考えているとすれば人選に苦慮されているのか、あるいはほかに理由があるのかお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 教育委員の任命については、村長の専権事項でございまして、これを議会に諮るということになっています。また、教育委員の人数につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第3条において5人の委員をもって組織するというふうになってございます。現在3人ということで2人足りない状況ではございません。支障がないかという、これは支障がないとは言えない、3人で十分かという、十分ではないというふうに考えています。

ただ、私が教育長から聞いたところは委員会の運営上は3人があるということから支障はないということですが、やはり5人選任するというのが目標でございますので、できる限り急いで選任したいと思っております。

ご質問の人選に苦慮されているのかということにつきましては、選任に当たっての一定の条件がここに記されております。

1つのは、人格が高潔で教育・学術及び文化に関し識見を有する者のうちということが1つあります。

もう一つは、委員のうちに保護者であるものが含まれるようにしなければならないということでありまして、保護者ということからPTAを指しているという、PTAの親のほうを指しているというふうに考えております。このPTAの部分についてちょっと

人選が非常に難しいということで、実はおくれた経緯があります。ここの部分を除いて1人の方ということになれば、できればその部分を補充したいというふうに考えています。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 村長から答弁をいただきましたけども、不足だという認識があるのであれば、できるだけ速やかに対処していただきたいというふうに考えています。

委員が少ないのではという声は村民からも出ているわけですので、質問させていただきました。

それから、参考まででございますけども、蓬田村教育委員会も恐らく新しい教育委員会制度に移行することになると思います。そこで村長はいつごろを考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 新しい教育委員会制度というのは教育長が交代する段階でこれが実施されるというふうに考えておりますので、昨年1月に任命しておりますので、4年後の時点で新しい制度に移行するというふうに考えております。それまでは教育長、委員長体制で執行してまいりたいというふうに思っています。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 非常に重要な教育行政を担う委員の皆さんでございますので、ひとつ不足な人員は速やかに補充をしていただくということと、それから学校教育、生涯教育など一生懸命委員の皆さんには頑張っていただきたいということをお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、1番小鹿重一君の質問を終わります。

---

---

日程第2 一般質問 3番 森 弘美議員

○議長（藤田修一君） 日程第2、3番森 弘美君の質問を許します。

○3番（森 弘美君） どうもおはようございます。きょうは2点について質問させていただきたいと思います。

まず、一つ目なのですが、阿弥陀川地区を配送しているダンプの運搬について2点、3点聞きたいと思っています。

阿弥陀川幹線農道は新幹線建設のために使用され、工事が終わってから割れた舗装を

新幹線工事の業者によって補修され、元通りになりました。しかし、昨年からまた頻繁に通るダンプによってあちこちひび割れが発生しており、阿弥陀川地区住民から非難の声が上がっています。今も砂を運んでいます、外ヶ浜町の工事現場に、まあ聞いた話ですけども、ある程度500台、700台という大型ダンプで砂を運ぶ予定だと聞いています。業者と農道使用の許可とか出ていると思いますが、どのような内容で出ているのか。また、新幹線工事の業者と村内の業者とはどこが違うのか。砂の採掘に当たり県の許可が必要なわけですが、県の許可証はあるのか。また、隣地の同意書はあるのか、あったら議員の皆さんにコピーをもって配っていただきたいのですけども、できますか。

というのは、砂の採掘の現場近くに行ってみたのですけども、この間も来ました。そしてけさも来ました。許可そのものは何とかかんとかって県の書いてあるのですけども、採掘の日付というのか年月日は全然見えない状態なのですよ。だから議員の皆さんに本当にあるのかどうか、コピーをもってお知らせできればと思いますけども、いかがなものでしょうか。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） ただいまの阿弥陀川の地区を配送するダンプの運搬についてであります、現在議員おっしゃるとおり県発注の国道280号の外ヶ浜バイパスの工事で使用する砂を運搬していると。聞いたところによりますと約7,000立米、大型ダンプで1,000台分になります。その経路については、阿弥陀川の砂採取場から阿弥陀川の3の28号線、砂利道、3-3-1も舗装道路を来まして野菜集出荷場を左折、左に来て小学校の北側を通行してバイパスまで来ていると。工事の元請業者、運搬業者にも地元の振興組合等とよく協議をして通行することをより交通安全を心がけ、農耕車両を優先してくださいということを徹底して伝えてあります。この終わりの話になりますけども、これから稲刈り作業が始まるわけですが、それまでには運搬を終了するという、9月16日ということになっています。

それで許可の関係であります。砂を運搬している業者は砂利採取法の規定に基づいて平成25年8月の2日付で県のほうに認可申請書を提出しております。25年の8月の23日付で東青地域県民局長より、それが認可されております。

その内容についてですが、認可期間25年の8月23日から28年7月25日までの約3年間、採取量6万7,147立米、碎石採取区域は阿弥陀川宇江利前沢山1の90、1の91、1の92、1の94となっております。その書類の中に村道の通行に関して村のほうに25年6月26日

付で通行許可願が出されております。村は6月29日付で通行を許可していると。通行の目的は砂利採取及び運搬のため、通行期間が平成25年度4月26日から28年4月25日まで、通行車両が大型貨物車であります。

その通行の条件という欄に、砂利採取法の許可日を届けること、許可願に記載の砂利運搬についての順守事項を厳守すること、申請期間内に業務が終了した場合は速やかに届け出る事となっております。

その許可願の砂利運搬についての順守事項の4というところに住民との関係についての記載があり、一つ目、騒音など最小限にし、住民とのトラブルがないようにする、二つ目として農耕車が通過する際には徐行に努め、安全運転をするよう関係車両を指導する。三つ目として交通安全に支障を来さないよう万全の対策を講じる。四つ目は住民からの要望は速やかに善処するというような記載があり、確実に実行するように指導していかなければならないと考えております。

また、その通行、運搬交通する際には事前に通行計画を提出させ、運搬業者、地元自治会振興組合並びに村の三者で事前に協議をして、その計画について話し合う場が必要ではないかと一つ考えております。

また、道路の破損等に対処するため対応するためには運搬業者には運搬前に運搬経路を写真等で記録をさせ、運搬終了後に道路状況を確認し、破損等がある場合には速やかに補修してもらうということをしていかなければいけないというふうに考えております。

この辺、まあありますけども、コピーについてはちょっと県のほうに確認してからお答えしたいと思いますけども、よろしいでしょうか。以上であります。

○議長（藤田修一君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 今いろいろ担当課長のほうから答弁いただきましたけども、大型ダンプで1,000台とはすごい数になるのですけども、これについて道路は壊れないとは全然言い切れません。農道ですから一般の国道と違ってそういう施工もされていません。それにカーブというのですか、そこも大型ダンプが曲がれないために鉄板が2枚敷かれたわけです。それも端々がはね上がって、あれも危険です。あれ市内の業者だとすぐ工事中止です。市内の業者は鉄板を敷いて、その脇に再生のアスファルトですか、あれを敷いて、ちゃんと段差のないようにして工事はそうやって、その日は終わるのですけども。

そのコピーについてもわかりました。それは県と相談してしっかりとできるようにお



願いたいと思います。あそこの道路が小学校北側通っています。よもっと団地、グリーン団地とあります。今、野辺地は小さいお子さんが大変よく道路で遊んでいます。それも本当に危険で、今すぐ私たちは住民はすぐやめてほしいという声すごいのですよ。村協議、村、業者、振興組合自治会なりと協議した上でその砂に対して運搬もやると思いましたけども、その会議というのはいつごろやるのか、早目に早急にやってほしいと思いますけども、その点についてはいかがですか。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） いずれにしても、この情報というのはなかなかうちのほうに入っていないわけです。県発注の工事であります。しかしながら、やっぱり入る前には業者、まず元請業者なり配送業者なり、やっぱりわかっているわけですから、事前にこちらのほうに教えてもらって、それに伴って日程を調整して当然協議の場を設けると、速やかに行うということやっていきたいと考えております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 建設課長、今、森議員からの質問で道路の安全対策と申しますか、その辺はどうなっているのかということもありましたけども、それも答弁願います。鉄板がきちっと敷かれてないとか、その辺。

建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 鉄板の件であります、確かに2枚カーブのところにあります。この鉄板を敷いた業者ということで、これは林業のほうの業者が2枚敷いているらしいのですが、速急にこれは業者の連絡をして対策をしたいと。私も最初わからなくて砂を運搬している業者に危ないからこれ何とか対処してくださいということは伝えておりましたけども、鉄板の持ち主が山のほうに入っている林業だと聞いておりますので、速急に対応したいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 鉄板については、林業の業者が敷いたということですが、林業の業者は砂利採掘の業者、これは阿弥陀川住民に対し関係ないですよ。どっちでも安全にはね上がりのないようにしてもらえればそれで結構なので、早目にその対策をとってください。ダンプについては、これで終わります。

次に、阿弥陀川地区のよもぎたグループホームの北側の排水路について伺います。

あそこの排水路はバイパス工事が終わった時点から上のほうから水が流れてこないということで悪臭がしているわけなのです。何年か前に側溝、U字溝だか泥上げして、

その当時はよかったですけども、上揚げた当時は、上から水が来ないということであそこにもたまたま泥とかたまっているわけなのですけども、その対策についてはどうなのかわかりませんが伺います。

それと、グループホームの浄化槽に春雪解け水が逆流して浄化槽に入っていくそうです。これについても村の考えをお聞きしたいと思いますけど、お願いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） この水路は5年くらい前に県の緊急雇用創出対策事業を活用して側溝の泥上げをし、清掃してきたところであります。しかし、またこの数年間でまた泥が堆積し、水が流れない状態になってしまってきているという状態です。そこで排水溝の勾配、この水路への流入状況とバイパス絡めてこの周辺一帯の調査をしなければいけないと考えております。その調査の結果によって側溝の勾配の調整等含め泥上げ清掃を実施していいのか、新規に大型の大きい側溝とかで敷設換えをしたほうがいいのか、検討をさせていただきたいと考えております。ここの延長が約130メートルぐらい、現在入っている側溝が幅30センチ、深さ20センチということで、そう大きな側溝ではないわけですので、この辺一帯を調査して考えていきたいと。

今おっしゃられた浄化槽の水の逆流ということに対しても、これ調査して、やっぱり側溝が小さいのであれば大きいのにしていくとか、勾配がとれるのか、その辺まず調査をさせていただいて予算計上なりして速やかに対応したいというふうに考えております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 再質問ですけども、5年前に県の雇用対策で、緊急雇用対策で泥上げをしたということですが、今また課長の答弁で早目に調査してやりたい、これは前から悪臭が漂っていると言われていたところで、何ていうのかな、腰が重いというのかな、あらゆる面で後手後手に回ってるような感じがするのですけども、私にとっては。そこを建物が3棟ですか、グループホームあるの、排水に関してはいろいろできるかとは思うのですよ。3棟分全部塩ビタイプで連結してどっかに持っていくとか、そうすれば水も、春の雪解け水も逆流しないで済むのですよ。

そのなおいに関して隣の住宅ですか、北側の、あその農免道路も通学路ですか、あそこ、通学道路の側溝ですね、あそこ全部つぶれちゃってんですよね。側溝が全然見えなわけなんです。それも悪臭の一つと考えられると私は思うのですけども、その辺に関して

はでしょうか。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 今のは農免側の側溝のつぶれてるということ、機能していないということかと思えますけども、これもあわせて、腰軽くしてあわせて調査してと考えております。何とかよろしく願います。

○議長（藤田修一君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） では、早速腰を軽くして早急に調査しながら実行してもらいたいたと思います。どうもありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、3番森 弘美君の質問を終わります。

---

---

日程第3 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（藤田修一君） 日程第3、4番柿崎裕二君の質問を許します。

○4番（柿崎裕二君） 皆さん、おはようございます。

では、4番柿崎裕二の一般質問を始めます。きょうは、大きく分けて2点の質問をいたしたいと思えます。

まず、最初に役場前の国旗・村旗掲揚台のことの質問です。

私が見た分には、役場前の敷地内に国旗掲揚を、国旗・村旗を掲揚するための掲揚台が見当たらないようですが、現在その掲揚台はあるのでしょうか。数年前には、たしか役場玄関の南側に設置されてあったように記憶していますが、その理由もお聞きいたします。

また、ないのであれば、どのような経緯でなくなり、なぜ今までないまま放置したのか、その答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） お答えします。

平成24年の4月、平成24年の12月の年内かと思うのですが、ちょっと私も職員のほうに確認したところ、なかなかちょっと確認とれなくております。いずれにしても老朽化したために撤去されたものだというふうに思われます。そのとき、撤去したと同時に新たに設置されれば問題なかったと思うのでありますが、予算化されないでずっとそのまま来ていたというのが実情であります。私のほうが見落としていたといえ、それまででございます。大変申しわけありません。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 撤去した後の予算化に至らず見落とししていたという、これは非常に残念なことだと思います。

皆様もご存じのとおり、言うまでもなく県都道府県、じゃなくて、済みません。国旗・市町村旗はそれぞれを象徴するものであり、都道府縣市町村においては、1月1日の元日から初め12月の天皇誕生日までの年約14回の公的な行事や公的機関においては掲揚されるものと認識しております。また、村民の中には、ここ蓬田村に住み、物すごく住みよい村であると、誇りを持てる村であると、最高の村だと自負して住んでいるが、休日を初め公的行事に役場前に国旗・村旗が掲げられないのが非常に残念でならない、ぜひ我が村でも国旗を掲げてほしいとの要望が届いています。

近年では、自分も含めまして祝日に国旗を掲げる家庭が物すごく少なくなり、見受けられなくなっていますが、そういった今だからこそ国村の象徴として国旗・村旗を掲揚するためにも役場前に掲揚台を建設し、掲げることが望ましいと思います。これからの建設の考えはございますか。答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 平成27年の春になりまして大分住民の方からも大分お叱りを受けてございますが、今回の定例議会において補正予算で150万弱の予算を計上する予定で設置を考えてございます。以上であります。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 建設予定であるなら、これは非常に喜ばしいことだと思います。今後完成後の公的行事や公的機関での国旗・村旗がしっかりと掲げられることを期待します。

そのほかにもう一つ、この掲揚台についての質問ですが、老人クラブ等の運動会、またいろいろな団体のスポーツ大会などでふるさとセンターと野球場の南側のあたりですか、芝生の多目的な敷地があると思うのですが、そこで運動会をなされたら、老人クラブが。そのときにやっぱり村旗、国旗・村旗の掲揚する掲揚台がなく、仕方なしに野球場に設置されている掲揚台を使って国旗・村旗を掲げたと。何しろ距離があって、どこで何の行事をやっているためにそれを掲げているのか全く意味がない、わからない、情ないという、そういったお話が届いています。

そこを踏まえて、役場前の掲揚台だけではなくて、仮設でも構わないのでそういった

場所に取りつける掲揚台、簡易的な掲揚台の設備のお考えはありますか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 今、簡易的とおっしゃいましたけども、関連しますが小学校、中学校あるいは陸上競技場、比較的スポーツなり行う、そういう大きな場所については掲揚台がついてございます。もちろん野球場にもついているわけでございますけども、あそこのサブグラウンドには練習場ということでついてございます。議員が言われる簡易的なものというふうなことでありますけども、今のところは予算 についても考えてございませぬけども、それについても関係機関とちょっと協議しながら、できるかどうかちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 随時簡易的なもの、そんな大それたものでなくても構わないとは思っておりますよ。そういったものをいち早く準備して国旗・村旗を掲げられるようお願いしたいと思います。

次に、2つ目の質問に移りたいと思います。

2つ目は村の防災計画は制定されているのかお聞きしますが、村防災計画は4年前の東日本大震災後、数年前に県内市町村の防災計画に対しての見直しがあったと思うが、その後の防災計画がいまだに制定されず、村民に示されていないようですが、その後の防災計画はどうなっておりますか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 村で平成18年度に防災計画を策定しております。それから10年ほどたつわけですが、その間18年以降の見直しあったかと、特に東日本大震災の関係で平成25年の6月に災害対策の基本法の一部が改正され、その法律の改正において特に防災関係の部分については、特に見直しが要求されているところでありますけども、村について今のところ平成18年度から見直しは一度もされておられません。見直しされていないのは事実でございますので、その辺は今後、半年やそこらでちょっとできませんので、一応今のところ10年も経過していることもありますし、東日本大震災の関係の一部改正の部分の関係、ちょっと重要な部分がありますので、できれば平成28年度中にぜひとも見直し、見直しについても、一部見直しとかそういう部分ではありませんので、大々的に見直しかけないと、もう10年たっている関係でなかなか計画が難しいだろうと

いうふうなことから、大規模な見直しも含めて28年度中だけで策定したいというふうに考えてございます。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の総務課長のほうから1年2年では、数カ月では無理だと、それだけの膨大な事業計画に対して国県から示された防災計画の見直し、これがもう数年前からやりなさいということで来ているのに対して今までそれを放置した、これは非常にまずい結果だと思います。

この防災計画は村民の生命に直接かかわることでありまして、その計画の目的として、関係機関への整備促進を図り、災害より保護し、郷土の安全と住民福祉の確保を期することを目的とすると総則第1節の冒頭に記されていると思います。その計画の中に、災害時要援護者等の安全確保対策の計画が盛り込まれておりますが、これは計画の目的に示されている住民の生命、身体保護の部分に当たり、極めて重要な事柄です。これに、この部分に、特にこの部分に関してどのような対策を考えておりますか。答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） お年寄りとか、要するに障害者とか弱者の部分がここの関係、要援護者に該当するわけでございますので、現在介護保険等あるいは障害保険の関係、大分ひとり暮らしとそれらの全部の世帯の把握あるいはそれを全部図面化しまして、あるいは個別に人工透析みたいな方、それらがいますので、それらも全部網羅した形で名簿等の把握も、これが大事になってきています。これは個人情報の関係で名簿等についてはなかなかよそには出すことできませんけども、それらの名簿の作成、あるいは今回このたびの台風17号等で大分関東近辺被害大きくなっていますけども、土砂崩れ等ありますので、避難経路の関係とか避難場所、これらの策定あるいは物資の備蓄、これらも全部含めた形で今回東日本大震災以降一部改正になっている部分大きいところがございます。それらを含めてぜひとも策定、大規模な見直しをかけて策定していきたいというふうに考えてございます。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今、総務課長からお話があったように要援護者としては高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、蓬田村では極めて少ないことですが、日本語が不自由な、例えば日本語が不自由な外国人なども含む人たちが対象となると思われま。それ

にまして蓬田村には特別養護施設の蓬生園、また村内にはグループホーム3軒、その中には3棟を有するグループホームもございます。そうした要援護者の避難誘導に当たって、それぞれの対応と準備、訓練が相当必要なものと思われま。これは行政全般にかかわりますけれども、特に消防団とかそういった団体も絡めての複合的な訓練が必須かと思ひます。よって、その部分の安全確保対策を示すことが先ほども言っているとおひ急務であると強く要望し、蓬田村の防災計画見直しの早期策定を求める次第です。先ほどの答弁で28年度中にはということでありま。すので、なるべく早い制定を期待したいと思ひます。

また、自然災害に至っては、いつ、どのような災害が、どのぐらひの規模で見舞われるか、全く予想がつかないわけです。ので、万全を期した体制の策定を慎重に求めたいと思ひます。

以上で、4番柿崎裕二の一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（藤田修一君） これで、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

ここで、若干休憩いたします。10分間休憩いたします。

午前10時15分 休憩

---

午前10時24分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

---

日程第4 一般質問 5番 坂本 豊議員

○議長（藤田修一君） 日程第4、5番坂本 豊君の質問を許します。

○5番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

まず、初めに村長の政治姿勢を問いたいと思ひます。

1つ目は、安保法案について村長の考えを求めたいと思ひます。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 安保法案についての私の考え方ということでござい。ますので、その線で、その内容で答弁をいたします。

今回の安保法案というのは、合わせて11件の法律案をまとめて表現したものでござい。まして、この内容を一般国民が理解するというのは極めて難しいと思ひます。

この法案の中で最も争点になっておひ。ますのが、集団的自衛権の行使容認ということ

でございます。この集団的自衛権が現憲法の範囲で許容されるかどうかというのが、国民の判断の根本であろうと思います。現在、圧倒的多数の憲法学者あるいは法曹界の皆さん、そして最近になって最高裁の元長官あるいは元判事が違憲ではないかと申しております。日本の憲法裁判所というのがございませんので、これは尊重すべき意見ではないかというふうに考えております。

また、国民世論ということでございますけども、法案反対というのが過半数を超えているというふうふうに見受けられます。

これらのことを考えますと、憲法が持つ意味、すなわち国家権力に対して国民の基本的な人権などの権利を守ること、すなわち立憲主義ということを考えれば国民の判断を重視すべきものだと考えてございます。

したがって、私は――失礼。政府が、現在の政府では、現在の国際情勢ということから、この法案を提出し、国民を守るために必要だということでございますが、これにも一理はあると思っております。

これらを総体的に私考えるならば、やはり必要であれば憲法改正案を国民に示して、その結果に従うこと、あるいはそうでなければ現憲法下で容認されている法案を提出することが立憲民主主義に合致するものというふうに考えてございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） ありがとうございます。

ここでは安保法案について審議する場ではないので、村長がどのような考えを持っているのかお聞きしたかったわけです。私は、村長がまた答弁拒否をして国政の問題なので答弁できないというふうに想定していたので、きょうはよかったと思っております。もし答弁拒否をするならば、1時間半ここで立ったまま答弁するまで待とうと思っておりました。一応、村長は自民党寄りの考えで必要だというふうに捉えました。

次に、2番目の原発の問題についてお聞きいたします。

ご存じのように鹿児島県の川内原発が再稼働をされました。青森県にも東通原発がありますが、これも今停止をしているわけですが、仮に東通原発が再稼働をする動きが出た、そういうときに対して、村長はどのような態度に出るのかお聞きをいたします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 東通原発が仮に再稼働というのに対して、どのような態度をとるかということでございます。この経緯を私も調べてみましたけども、原子力政策の認可



というところでございますけども、国が進めておりまして、電気事業者というのは各手続において国の審査を経て事業開始していると、この各段階の審査の中で県あるいは関係市町村が協議を重ねて、これに、立地に同意して進めているというふうに私は解釈しております。

しかし、私ども蓬田村では、この協議にかかわることではなく、また直接利害関係に立つわけでもないことから、もちろんこの各段階において参加するということはありません。蓬田村長という立場としては、再稼働に対して賛否を表明するということは、私は無理だと思っております。

したがって、現時点では静観するとしか答えようがないというふうに思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 今、ほとんど原発は停止している状態ですが、電力が足りなくなったということは全くなかったわけです。以前にも私は日本の原発を全て停止しても電気を賄うことはできるということを主張しておりましたが、実際そのようになっているわけです。

ただ、電力会社は既存の施設を、既存の核燃料を使用することで、その分油代、ガス代が要らなくなるということで、ただ自分たちのコスト低減だけで原発を動かそうとしているわけです。電力そのものに関しては、全く原子力発電所は必要ないという状態が今でも続くし、将来的にもそのようになっています。安倍総理は、これを無視して電力会社のために太陽発電などの新規の開発に水を差すような政策を次々として出てきて混乱を招いているのが現状であります。

そういう意味で、村長は残念ながら賛否はできないといたしましたけれども、東通原発が仮に津波等で事故、停止、そして爆発などを起こしますと、この蓬田村は60キロしか離れていないわけです。ただ、陸奥湾がすぐ近くにありますが、放射能が陸奥湾に落ちますとホタテ産業など漁業にも大きな影響を与える、そういう危険性を持っているので、村長はきちっと原発については認識をしていただきたいと思います。

次に、2番目に入ります。村の積立金、これが多額に今現在なっておりますけども、どのような目的に使おうとしているのかお聞きをいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 蓬田村財政調整基金条例の中にあるのですが、今、議員

がおっしゃっているのは一般の財政調整基金のお話かと思います。財政調整基金については、経済事情が著しい変動等によって財源が著しく不足する場合、災害の発生する場合等多額の経費が必要となるということから、不測の事態に備えて積み立てているということでもあります。以上であります。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 基金というのは、本来であれば、普通の一般家庭であれば貯金になって、何かあった、特別出費が必要なときに蓄えておかないと大変だということのためにためておくわけですが、普通、自治体では収入・支出が同額で積立金をやる必要がないわけですね。入ってくる税金で、それを全て使い切るとというのが基本であって、今のように両方合わせて14億円もの基金をため込んでいるということは、お金がたまればたまるほど総務課長としては安心なわけですね。これは逆に言えば赤字になれば大変だということでお金がたまっていることで安心感はあるわけですが、しかしためるのが自治体の目的ではないので、必要な部分、国保税の引き下げのために使うとか、私が前から言っている除雪機械を入れる車庫、この建設もままならないと。言えば、お金がない、この一言ですよ。お金がないのに、何で基金が50億円もあるのでしょうかね。そういう必要などお金の使うということが自治体の仕事ではないかと思えます。

そういう意味で、ただ単に目的もなく、何かあれば、そのために蓄えておくという答弁ではなく、何か住民のために使おうというそういう計画持っておらないのか、もう一度お伺いをいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 今先ほど私が述べたのは財政調整基金、これが約6億6,000万ぐらい積み立ててございます。そのほかに国保であれば国保の基金、目的があります。あるいは公共施設の関係であれば公共施設の基金、これも目的があつてためていますので、私が今言っています、一般会計で使っています、財源にしています財政調整基金については、ここから一般会計で不足した場合、繰り入れするし、先ほど言いましたとおり何かの事態に備えて積み立てているというようなことでもありますので、この基金、それぞれ基金条例で目的があつてやっていますので、今のところ財政調整基金だけについては一般会計に繰り入れいたしますので、これについては不測の事態だけだと、不測の事態といいますか、それらに何かあつたときということに入れていきますので、先ほど議員おっしゃったとおり国保あるいは除雪の施設どうのこうのとありますけども、それら

があるいは実際そういうふうな建設の時期になりましたときに、その財源になるかどうか、あるいは国庫補助がつくかどうか、それらも全部加味してそれらの財源のほうに基金が使われることになろうかと思しますので、今のところはそういうふうな不測の事態に備えて、まず財源を一般財政調整基金については積み立てているというふうなところでございます。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） きのも言いましてけども、国保税が非常に、おとといですね、国保税が非常に高い、そして滞納額も3,600万円を超えています。住民税も固定資産税の滞納もふえている、そういう中でため込むだけではなくて介護保険等の問題にもあるわけですが、自治体は住民の命、暮らしを守るためにあるわけですから、そういうきめの細かい住民対策のために少しずつ使っていくことを求めます。

次に、3番目の農道の管理について移りたいと思います。これ、質問2つに分けていたします。

1つ目は、農道というのは村の所有で一応村道のようになっておりますが、管理は村道ですので村が行うべきと考えておりますが、実際は農家が草刈りなどをしております。農道に対して地方交付税があてがわれていると思いますが、この金額というのは幾らぐらいになるのか、最初に質問いたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 農道、道路台帳上は農道ということですので、これに対する地方交付税額については、約49万円ほど措置されております。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） それでは、村道全般については幾らぐらいあるのかお聞きします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 村道については、生活道路というような面でございますので、農道だけ、農道については農道延長に対して幾らぐらいというのが大体基準で計算されておりますけども、村道については村全般でありまして、生活関係いろいろ付帯となりますので、合計で大体1億3,000万ぐらいほど、これが財源になってございます。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 農道というのは一般に砂利道、農家の人たちが使う農道というイメージがあるわけですが、あそこも規定上は村道になっているはずですよ。ですから、私

が訴えているのは昔から農道の草刈り、それをしているのは当然だと、農家の人が自分で使う農道の水田の脇の草を刈っているわけです。しかし、これを役場が管理するか、あるいは役場職員が刈りなさいなんといったら役場の職員は仕事ができなくなってしまうわけですね。ですから、そういう無謀なことは当然言えません。ですけれども、その交付税が来ているのであれば、その管理をしていただいている農家の皆さんに幾らかでも支払うという、そういう発想していただけないのか、これについてお聞きしたいわけです。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 村道については、生活道路も密着してございます。確かに議員おっしゃったとおり農道的な役割のある村道もあると思いますけども、基本的な村道はやっぱり生活道路、あるいは特に除雪もそうですし、排水対策もそうですし、住民全般にかかわることでもあります。

議員おっしゃる農道、農道的な道路については、自分の農地がそこにあれば、通常はその関連といいますか、自分の田んぼの場合の取りつけ道路のところについては、草刈っている。自分で草刈っているというようなことはずっと昔から続いてきたことでもありますけども、一般的に共有、共有っていいですか、公共性のあるところについては、村でも草刈り等もちろんしていますし、除雪もしていますし、ですからそういう實際生活に密着している部分については、その交付税については、そういう生活面に配慮して使っているのは事実でありますので、それでよろしいでしょうか。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。今、農道関係で計3回終わったのだけでも。（「2つ分けて……」の声あり）別な問題。（「今2番目のところで質問しているので……」の声あり）わかりました。（「あと一回ぐらいで終わりますので」の声あり）はい。

○5番（坂本 豊君） 総務課長が今順次答弁しておりますが、産業振興課長の答弁求めたいと思いますけども、農道関係ですので。

昔から農家の皆さんは農道の、自分の土地の所有ではないのですけども自分が使っている農道の草刈り等します。排水路に関しては、あれは厳密に言いますと国の土地になるわけで、それも農家が皆さん自主的に刈っているわけで、当たり前のように刈っているわけです。当然だと思っているわけですが、こういう理屈からいけばおかしいわけですが、農家の皆さんは口を、そういう主張をしません。それをいいことに甘えているというふうに私は考えているわけです。

ですから、総務課長も今言ったように刈って当然という考え方で事を済ませようとしているわけですね。1億3,000万円のうち幾らかでもそういう部分に回すということが必要ではないかと、そういう考え方どうでしょうか。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 交付税に幾ら入っているか、その金を農道に入れてほしいと、というか農家の皆さんにそれを何かの形で返してほしいということでございますけども、やはり道路、村道というのは一般の生活にかかわる部分、総務課長が言いましたように生活にかかわる部分がほとんどであります。管理上土地改良区とか、それらの管理ができないことから村に移管した部分もあります。しかし、本来的に考えてみますと生産の場で使う道路、水路というのに対しましては、やはり受益者、あるいはそこから収入を得る者、それらの人たちもやっぱり共同してやるべきものだというふうに私は考えます。

もう一つは、やはり今、緑、昔の緑、今は多目的……（「多面的」の声あり）多面的なのですか、という事業で各地区道路水路あるいは砂利敷き草刈り、そういったものもやっておられます。

ですので、やっぱり国もそういった農村地帯を守ろうという立場からやっておりますので、これらと併用しながら、私どもも全く支出をしないということではなくて、一人一人に、農家の一人一人にこのお金を返すということは非常に困難な問題でありますので、そういう面で十分に対応してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） わかりました。

次に、4番目の村の検診についてお伺いをいたします。

最近、がんで死亡するケースが非常に多く、検診を受けることで未然に予防できる場合もありますが、1つ目としては検診の受診率はどのくらいなのか。2番目は全く受けない村民はどのくらいいるのか。3番目に受診率をふやす対策はどのようにされているのか、この3点について質問をいたします。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） まず、1番目の検診の受診率でありますけども、平成27年度、ことしですけども、胃がん検診40歳以上です。対象者、対象者数が1,336人に対して受診者数が210人、受診率が15.7%です。この結果を踏まえて要精密検査に該当した人が今回30名おります。この人たちが今精密検査を受けたか受けないかというのはま

だ結果が届いておりませんので、そこは省きます。

次に、大腸がん検診ですけれども、40歳以上の方で対象者数が1,336人、受診者数が311人、23.3%の受診率です。要検査対象者が28人になっております。

次に、がん検診ですが、40歳以上で対象者数が1,336人、受診者数が329人、受診率24.6%、要検査対象者が6名です。

次、子宮がん検診です。これは20歳以上の女性で隔年で受診になっております。対象者数が430人、受診者が70人で16.3%です。要検査対象者が2名になっております。

次に乳がん検診ですけれども、30歳以上の女性で隔年の受診になっております。対象者が416人で受診者が77人、受診率で18.5%、要検査対象者が4名です。

最後になりますが、前立腺がんの検診です。50歳以上の男性で対象者数が511人、受診者数が120人、受診率で23.5%、要検査対象者数が7名となっております。

これはあくまでも村の検診を受けた人の受診者数しかこちらでは捉えられないので、これで報告しておきます。

○議長（藤田修一君） それから健康福祉課長、今のがんの3番目にしゃべったがんの検診、これ何のがんですか。（「済みません。肺がんです」の声あり）肺がん。肺がんだそうです。

坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） この肺がん6人の中に私も入っています。青森県が事業、この検診率も受診率も非常に少ないということで短命県1位、ある新聞によりますと検診の受診率が低いということも一つの原因にされていると言われております。この受診率を見てもみましてもかなり低いと。全国的に何%が平均なのかちょっとわかりませんが、これは課長、全国平均では受診率というのは自治体の健康診断で幾らぐらいあるのか、もしわかれば教えてください。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） まず、胃がん検診なのですが、ちょっと新しいデータがないので平成24年の全国でいきますと全国が9%です。蓬田村は16.1%です。次に、大腸検診ですけれども、全国が18.7%、蓬田村が20.4%。肺がんでありまして、全国が17.3%、蓬田村が23.0%。子宮がん検診ですけれども、全国が23.5%、蓬田村が14.9%。乳がんです。全国が17.4%、蓬田村が18.7%。あと、済みません。前立腺がんのほうちょっと資料ないので、以上です。

○5番（坂本 豊君） わかりました。どうもありがとうございました。今の課長の答弁聞いていますと、決して蓬田村が全国平均よりも低いというふうにはなっていません。

村長にお聞きいたしますけども、この受診率をふやす対策というふうにはどのように考えているのか。以前有料化、金額がかなり高かったときは受診率が低かったというふうに感じておりますが、受診率を高める対策ということを、村長の考え、お願いをいたします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） その全国平均との率の差ということよりも、やはり本当は100%が一番望ましい、村民の健康を守るためには、これに近づけるということが努力の目標だというふうに私は思いますので、数値の比較というのは余り意味がないじゃないかというふうに思います。

今お聞きになりました、坂本議員が聞かれましたように、受診率を向上させるっていうことは、これ最大の目標であります。受診率を向上させるためには、もちろん受診の費用というものを負担することも一つであります、一人一人が受診できる時間を持つことが、これが一番大事なことだというふうには思います。そのために意識改革をする形のもの、もう一つは受診しやすい態勢をつくることの両方が大事なのだろうというふうに思っています。

現在、私も以前に聞いたことがあるのですが、集団検診をやっているわけで、これを例えば医療機関に委託して個別で検診できないかということも検討をしていただいたのですが、医療機関のほうが非常にこれが難しいと、がん検診の場合は難しいということに回答をいただいたことがあります。

もう一つは意識、村民の意識づけの問題でございますけども、これにつきましては昨年からは皆さん新聞等でごらんになっていると思いますが、各市町村とも健康宣言というのをやっています、この健康宣言の中でやっぱり自分たちが検診をしていかなきゃいけないという気持ちを盛り上げる、これが大事だろうと思っています。我が村もちょっとした事情がございまして今まで長延ばしになりましたけども、9月の13日の村民祭にあわせまして、この健康宣言をやるように今準備を進めているところであります。弘前大学の中路重之先生にも一応ご協力をいただいて、これをスタートとして何とか受診率を向上させたいというふうに考えている次第です。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 村民の皆さんが検診を受ける場合に来ていただくということは、私の考えですけれども、以前、農協の総会があれば中学校の体育館等利用してやっていたわけですが、家でふだんは寝ているおじいさん、おばあちゃんが風呂敷をたんがいて皆集まってきたものです。お土産いっぱいもらえるということで風呂敷を持ってくるわけです。やはりそういう何かおまけ、来たら何か得をするというふうにするのも一つの方法で、ただ回覧板とか受診率を高めるということよりも実のある、そういう来たら何か得をするというふうに予算をもって一回実施してみませんか。村長、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 確かにそういう心理的なものはあるかもしれませんが、公的機関がそういうふうに物を配りながら誘発するという、そういうところについてはちょっと今ここでやりますとは言えないと思います。今後そういうことも検討しながら受診率を高めるように努力したいと思います。以上です。（「ありがとうございました。以上で私の質問を終わります」の声あり）

○議長（藤田修一君） 以上で、5番坂本 豊君の質問を終わります。

---

日程第5 一般質問 7番 木村 修議員

○議長（藤田修一君） 日程第5、7番木村 修君の質問を許します。

○7番（木村 修君） 7番の木村です。3点の事項について質問いたします。

まず、初めに高齢者家庭等の除雪に関する支援についてお伺いいたします。

雪国の人であれば誰でも痛感しているかと思うわけですが、朝、大量に置いていく雪を毎日のように取り除くことは非常に重労働であります。特に高齢者の世帯では困難をきわめるのではないかと思います。村では、このような家庭に、高齢者のみの家庭あるいは障害者の家庭に支援の手を差し伸べるということで本年度は当初予算に予算を計上しております。

このことについて、村ではいろいろと、第1回定例会において坂本議員からも同じような質問が出ました。それに対して、村では支援基準あるいは作業基準等をつくって推進していくというふうに答弁しております。間もなく冬が来るわけです。該当する、支援基準等に該当する高齢者の家庭、世帯は中沢から高根まで各地区にそれぞれ何軒ぐらいいあるのかお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。



○総務課長（坂本 亮君） 今のところ、該当する軒数については把握してございません。申しわけございません。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 例えばそういうふうには作業をしていくためには、やはり該当する家庭を選択していかなければならないわけです。そして作業を進めていくためには各自治会なりが村等から要請を受けて、その作業を実施していくためには比較的時間に余裕のあるような人をその地区内で選定して、そして依頼していかなければならないわけがあります。去年は12月、物すごい大雪でした。雪が降ってからではそういう作業、おこなわれてしまうわけです。できれば夏場のうちから、できるだけ早いうちにそういう支援する家庭がどこどこ、何軒ぐらいあるのかというのを把握しておくことが非常に大事ではないかと思います。せっかく当初予算を見ているのですから、作業を早目におこないとだめなんじゃないかと思います。

自治会等に、私の手元に、村で策定したこの支援基準、例えば要支援者の方で70歳以上で単身高齢者の世帯とか、あるいはどちらも70歳以上の高齢者の世帯、単身及び夫婦世帯でいずれもが重度身体障害者で構成されている世帯など、もう二、三村で策定したものがあります。この選定基準に従って策定するのは各自治会の協力を得て、村がそういうデータ持っていると思いますので、その件数をいち早く出すべきではないかと思っています。その点について、どのように思いますか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 雪のシーズンがもう間もなく来ますが、その辺は関係課と協議しながら、一応該当する世帯等についてはチェックをかけたいと思います。

さらに、今、議員おっしゃるとおり村の一応26年度の除雪の関係で補正取りましたけれども、村のほうで一応支援基準を設けまして、支援基準と作業基準を設けまして、一応各自治会さんのほうに26年度の冬からですね、一応お願いしたところでもありますけれども、多分年齢の基準、70ってありましたけれども、70歳でなくても、その前後でも、その自治会自治会の特徴、事情がありますので、その辺はちょっと任せるというふうなことでやっています。ただ、余り年齢ではっきり決めちゃうとそこしかできないのかとなるので、それらについては各自治会さんに、配慮に任せてあります。

いずれにしても、またことし、毎年冬来るわけですので、今回6月に連自治会さんのほうとまた話し合いいたしまして、どうも前回村のほうで示した支援基準はちょっと

無理、かなり形にはまっついてちょっと柔軟性がないというようなことを言われておりますので、今、村の役場の庁内で9月、10月、除雪の雪対策会議を二、三回開いて、11月に連合自治会の行政こん談会がありますので、そちらのほうにまた良い案を出しまして、そこでまた、予算化できるものについては予算化するし、新たなものについては新年度でというふうな考えております。

いずれにしても、もちろん高齢者あるいは障害者等弱者の把握はもちろんでありますので、その辺自治会さんとも協議しながらやるということで進めていますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 各自治会長の方々も非常に心配しているわけです。そして、昨年度も、まあ従来、中学校の生徒が屋根の雪おろしてくれたり、いろいろなボランティアの人もたくさんいるわけで、せっかくことしはそういう予算を当初に見ているわけですから、ぜひ具体化して実行していただきたいというものだと思います。できるだけ早く各自治会の長と連絡をとり合いながら、この作業を円滑に進めていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

次に、2番目に村内全域の防犯灯LED化の計画について伺います。

村内に設置されている蛍光灯水銀灯合わせて約450灯ぐらいあるわけですが、防犯灯を全部LED化にするという予定であるというふうに聞いております。実施時期やあるいは経費の面など、現在、計画の中身はどのようになっているのか伺います。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 村内、自治会で管理している分が約450灯の防犯灯、これが蛍光灯及び水銀灯含めてであります。このうち自治会によってはLED化してる自治会が1カ所あります。ですので、残り400灯ですね、一応LED化、まだ残ってるといえますか、今回計画したいというふうなことであります。各自治会さんにおかれましては、村から蛍光灯等の維持管理で1本1,000円から、蛍光灯ですと1本1,000円です、水銀灯ですと1本3,000円の維持費が出てますけども、これ取りかえますとこの額で絶対おさまらないわけで、1万円以上かかるので、そういう意味では大分自治会さんのほうも苦慮しまして、LED化やりたいという自治会さんもありますし、今現在自治会で管理している防犯灯ですね、消えて、まだちょっと手をかけない自治会さんもあります。それはLED化しようかどうか迷ってるからだと思っておりますけども、そういう意味で村

で、この際ですので中沢から高根まで、約400基、自治会さんで管理している400基についてLED化すればどうかと。確かに省エネですので電気料については、もう2分の1か3分の1になることは間違いないので、進めたいというふうに考えております。

これについても、6月の連合自治会さんのほうで、一応村では3年ぐらいでどうかという話しましたら、いや1年でもいいんじゃないかという話も出ていましたので、いずれにしても1年でやるか複数年でやるかですね、ちょっと村のほうで今財源ももちろんそうですし、どのぐらいかかるか、今ちょっと検討して、早ければ28年度の当初に上げるかどうか、進めていきたい、その前段で11月に連合自治会のまた会議ありますので、その場で話をしたいと思います。

いずれにしても、一応今のところ財源といたしまして各今自治会さんに1,000円から3,000円、毎年約50万、60万弱の維持管理費を助成してるわけですが、その維持管理費の助成金を、5年か10年分先に先取り、先取りっていいですか、前倒して、その分の財源にして村で工事してはどうかと、そうすると工事が終わった段階で自治会さんのほうの電気料が工事やった次の月から2分の1か3分の1になるので、そういう意味でいいのかなと。LED化しますともちろん電気料も安くなりますし、蛍光灯のもちがいいので、そんなに維持管理もかからないという面がありますので、そういう意味で維持管理の大体年間60万弱の維持管理費を、村がそれを前倒しでその工事費に向けたらいいんじゃないかというふうな案で進めています。

もう一つ、防犯灯といいですか、水銀、蛍光灯と水銀灯ありますので、水銀灯のほうが大抵、蛍光灯のほうが大抵1基1万3,000円ぐらいか3,500円ぐらいで、3,500、1万3,500円ぐらいの工事費かかりますけども、このうち、400基のうち60基ぐらい水銀灯もありますので、水銀灯の工事費がちょっと高めで、今ちょっと精査してるところでありますので、いずれにしても400基ありますと大体概算でいいますと1万3,500円だとすれば600万から700万ぐらいですね、これに水銀灯入れますと1,000万ぐらいになるのかと一応試算してます。

いずれにしても、これが1年でやるか複数年でやるかも含めて、もう一度うちのほうでちょっと検討していきたいというふうに考えてます。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） このLEDですが、非常に効率的で、私が調べた結果、白熱灯に比較して電気料が約5分の1ということであります。蛍光灯が、ほぼ半額以下ぐらいに

なる。そして、耐用年数が一日、夜間5時から、7時ごろから次の日の朝7時ごろまで約10時間使用した場合、蛍光灯の場合は3年と7カ月が耐用年数、そしてこのLEDのほうは11年間もつということであります。時間にしてLEDは4ないし6万時間耐用年数があるということで、蛍光灯は1万3,000時間ぐらいということで非常にメリットが大きいというふうに考えています。役場を出しているこのシミュレーションを見ますと、何か10年間のシミュレーションを出していますが、このシミュレーション見ますと10年間のコストが、約10年間、例えばコストが半分近く、48%の52%で約半分近くコストが削減できるということで、非常に効率的なものであるというふうに考えます。

各自治会で負担している電気料金は非常に負担額が大きいわけであります。村でおおよそ50万ぐらい、50ちょっと電気料金補助してるわけでありますけども、それでも各地区では20万ないし30万の電気料金を負担しているわけであります。それこそ各自治会では電気料金を少しでも節約したいということで、まだこの村の計画が、はっきりといつやるのかという計画が示されていないので毎年何灯かずつ新設街灯を新設してるわけで、その新設するものをLED化していきたいという自治会も、先ほど課長述べたとおりあるかと思えます。もう既にLEDの照明器具をつけている自治会も多分相当あるのではないかというふうに思っています。将来、今、課長述べたように、このLED化、効率化できるわけですので進めたいと思っているわけですから、今各自治会が事前に進めているLED化の設置料金に対しても、村で後で補償する といつか補償、補償ではない、幾らか助成してあげるというふうな考えはないのかどうか、再度答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 各自治会については修理費を新規につけるとすれば、もう予算がかかたりしますので、村のほうに先行してやればその分工事費も浮くし、あと電気料だけだということですので、いずれにしてもこの計画がまず実施された場合ですね、実際各自治会さんのほうで電気料がどのぐらになったと、明らかに2分の1か3分の1に減ったとなれば補助が、もちろん従来の補助金だけで間に合うし、別に電気料だけ補填するというふうなことをしなくてもいいと思えます。

あと、防犯灯の維持管理費についても、寿命が11年ということを先ほど木村議員おっしゃいましたので、そのぐらいもつとすれば、10年ぐらいはまず維持管理かからないということでありますので、各自治会さんのほうについても修理費はまずかからないと。もしかかった場合については、その辺村がその10年分なら10年分村が補償するかどうか、

それらも全部含めて今回計画の中で話していますので、今ところはその電気料については、その電気料下がった時点で、どのくらいメリットあったかということを考えれば電気料についても補助ということは必要はないのかなというふうに一応考えます。（「議長、いいですか」の声あり）

○議長（藤田修一君） 村長。

○村（久慈修一君） 今質問されましたのは設置料、事前に設置したものに補償するのかということでございますので、私、担当課長のお話してる段階では、やはり1灯当たり幾らということを決めて、そして電気料が3分の1なり4分の1なりに下がった分、これと精算をしながら1灯当たりの補償をすべきじゃないかというふうに考えています。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 村長に伺います。この防犯灯の電気料金、そもそもこれ私から、何年も前から自分で感じていたことであります。災害や犯罪から住民の安全を確保するためのものであります。道路と同じで、もう本当に重要な施設であります。そういうものでありますので、こういうものに対しては全額税金を投入してもよいものではないかというふうに常々、こう感じております。その点、担当者なり村長はどのように考えるのか。全額、村で電気料負担するという考え方はどんなものでしょうか、答弁求めます。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村（久慈修一君） 私どもも、この件について一度検討したことはございます。最近ですと青森市の場合はいかがということで検討させていただいたわけですが、ほかの町村、青森市の場合各町会に、それを設置して各町会に任せているということでございますけども、各市町村、例えば今別町が昨年度全部LED化したということは情報では知っておりますけども、その場合の今の電気料全て、管理、電気、全てですね、これを町がもつかどうかということについては、ちょっと残念ながら調べておりませんでしたので、その辺ちょっと各町村の対応をしないと各市町村にまた影響していくことも考えられますので、その辺足並みをそろえて検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） ぜひ検討して、よい方向にもっていただきたいと思います。を要望いたします。

最後に、3番目として海岸道路の側溝の整備について伺います。

海岸の道路は生活道路として多くの住民が利用しております。その道路の側溝に碎石や砂が堆積して、雑草が生い茂って、勾配が壊れてしまって雑草が生い茂り、雨水や生活排水等がたまって衛生上非常に好ましくない箇所が見受けられます。この海岸の道路の側溝、この管理をどのようにして行っているのか担当者に伺います。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 海岸道路の側溝につきましては、5年くらい前に県の緊急雇用創出対策事業を活用して広瀬側から中沢までの間、泥上げ、清掃を行ってきたわけですが、その後数年間で泥がたまったり雑草が生い茂っている状態になってしまいました。

海岸の管理は環境保全を含め、県が行っております。村では毎年県に対して定期的に図面写真等を添付して要望書を提出してきており、海岸の清掃等をお願いしてきております。しかしながら、実施できていないのが現状であります。不衛生な場所や雑草等の処理については、再度県と協議をした上で対策を考えていかなくてはならないのではないかと考えております。

なお、平成28年度の県単独事業の海岸部分の要望内容として、海岸へ横断しているヒューム管等の清掃箇所が36カ所、側溝の泥上げ等清掃に関するものが広瀬から中沢の間で33カ所ありまして、概算の金額ですが、約580万円、県のほうに要望しております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 我が村では国道から海岸に向かってポンプ車通路が各地域に指定管理されています。冬期間、除雪隊がその道路を雪が降ればいつも除雪してあるいてくれています。私が海岸を見て回った結果、その場所だけではありませんけれども、その道路の海側の側溝が主として埋まって詰まってるように感じました。もちろんそのほかにも詰まってる場所が多々あったわけでありましてけれども、どうしても除雪をすると舗装の道路の場合ならいいんですけども、砂利道の場合は雪と一緒に石や砂を押しわけです。そしてその海岸の側溝までもって行ってしまうので、そこにたまるということになるわけで、それが2年、3年と今たまって状況になってると思います。そして、人力ではおぼつかないような状況になってしまったというふうに私は見ております。

ですから、私たちも、村でも春、雪が消えた後、しっかりとパトロールをして、その堆積をした部分があるのであれば、それはやはり村の仕事でありますので、そういう点、

やっぱり担当者の人に春先しっかりと確認をして対処していただきたいなというふうに思っております。その付近の住民も、数は少ないんですけどもいるわけですけども、非常に排水がたまってボウフラがわいたりして大変であると。かといって、そう簡単に人力では処理できないというふうな状況になっている箇所が何カ所かあります。できればそういう箇所は早急に対処してもらいたいなと思っておりますが、再度担当課長の答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 今言われたことに対して、まず調査をしまして、村でまずやる、やったほうがいいのか、これはまた県と協議しますけども、村でやるのであれば予算を当然取ってやらなければならないと思いますけども、一応対策については、今後ちょっと今考えさせていただきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 付近の住民の人が困って、私のところに駆け込んできた人もおりました。そういう事情がありますので、うまく検討していただきますようよろしくお願い申し上げます。私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤田修一君） これで、7番木村 修君の質問を終わります。

---

#### 日程第4 一般質問 2番 久慈省悟議員

○議長（藤田修一君） 日程第6、2番久慈省悟君の質問を許します。

○2番（久慈省悟君） 住民の皆さん、ご苦労さまです。残念なことに住民の2人が帰られてしまったわけですけども、もう少し早く通達をして順番を早目にしたいなと感じたわけですけども。

きょうは、2つほど私のほうから質問して終わりますけども、初めに粗大ごみ回収についてということで通告しておきました。3月の当初予算で議会から承認可決されたけんですけども、9月に入っても実施がされてないというのが現状です。そして、粗大ごみの回収は大体5年くらい前にも行われたんですけども、またどんどんたまったせいか、要望も多くあり実現したものと思います。春に3件ほど私のところに問い合わせがありまして、6月議会に担当課長のところに早期の実施をお願いしたいと私はお願いに行ったわけですね。議会の控え室に呼んでお願いしたのではなく、自分の足で課長のところ

に行ってお願ひしたわけです。

そしたら課長は、7月は受診、住民健診、8月は慰霊祭もありますから10月半ばぐらいになってしまうのではないのかという旨のことを私に告げましたけども、やはり10月というふうな半ばまでいけば、皆さんご存じのように日が大分早く暮れるようになります。そしてまた今17号、18号という台風の影響でごらんのような天候でございます。ということを考えれば、やっぱり10月の半ばあたりになれば天候も不十分になってきます。ですから、私は、集める方もそうですけども、出す人も共稼ぎで土曜日にも休めないような企業に勤めてる人は、やはり大変なわけですよ。ですから、できるだけ早期にというお願いをしたわけですが、残念ながらそういう回答でございましたけども、もし9月議会始まってもらわれていなければ一般質問で聞きますよというの私も伝えておきましたので、ぜひ今回、この粗大ごみの件に関しては、課長の真摯なる態度と答弁を求めるわけですけども。

なぜ担当者として、私が議員としてお願いに行っているにもかかわらず協議ができなかったのか、そういうまず1点。

そして、この事業は我が村の独自の3月の当初予算で27年度にはやりますというのが決定されたわけですよ。県や国からの申請結果待ちで補正つけてから実施するような事業とは違うんですよ。自分たちの気持ちでどうにもなるということが、まず一つははっきりしてますよね。何月でもやれば、27年度中にやればいいんだべなと思っただけで怠慢も甚だしいんですよ。

課長、村長も議員も代表として選ばれてここに来ているんですよ。負託に応えるように、住民の負託に応えるように行動や努力が求められるわけですよ。職員は確かに選挙は行っていませんけども、公務員として、村の職員として身分が保障されている以上、村民のために考えてあげるのが普通じゃありませんか、そのように私はちょっと憤りを感じたわけですけども、村民のためにやっぱり職員も一生懸命頑張るという気持ちの立場になって、あわせて答弁を求めたいと思います。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 3月の当初予算で認可承認されたが、9月に入っても実施されていない、なぜかということですが、まず粗大ごみの回収については、現在回収の回覧板を每户配布し、来週の9月14日から粗大ごみの受付を行います。粗大ごみ回収日時は各地区ごとに日にちを決めて回収する予定であります。



今回、回覧板のほうで日時を示しておりましたが、10月の15日（木曜日）高根地区と宮本地区、10月16日（金曜日）瀬辺地地区と広瀬地区、10月19日（月曜日）蓬田地区と郷沢地区、10月の20日（火曜日）中沢地区と長科地区、最後になりますが、10月21日阿弥陀川地区となっております。

議員がおっしゃるように当初予算のほうで可決されたものでありますが、今回このように9月に回覧を出して10月回収ということになりました。遅くなって本当に申しわけありません。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 今、行程の説明が課長のほうからなされ、最後には遅くなって申しわけないという、こういう言葉が出ました。余り強く抗議しても、みんな人間それぞれ気持ちがありますから、その気持ちを、またそれ以上責めても、また皆さんご理解その辺はいただけると思いますが、やはり仕事というのは、民間人も役人もみな仕事して対価をいただいて自分の生活の糧とするわけですよ。そういう基本というのは官民一緒ですよ。

ですから、休むときには休んで、何ていうんですか、有給休暇を取るのもいいでしょう。しかし、やることをやって有給休暇を取る、めり張りのある仕事をするということ、私は議員として職員の皆さんには求めるわけですが、管理職が、やはり担当者がスムーズに計画設計を組んでいるか、そしてその事業が、事業計画が住民にとって適切な時期なのか、おくれているかということに酌んであげながら円滑に回るように管理をする、だから管理職がそこにいると思います。部下から報告がないからというのは理由にはなりません。行政マンとしてプロ意識を強く持ち、恥ずかしくない仕事をする。これからのやはり地方自治の、地方創生というのは、まずやはり職員も自分たちを戒めるところは戒める、そういう気持ちがなくては地方創生はなし得ませんよ。幾ら民間人にボランティアだ、村でやれることは村で、自治会でやれることは自治会でっていても自分たちが村民の、住民の皆さんに頑張ってる姿が写らない以上は地方創生にはつながってはいきませんよ。私は、そう思います。

今後も蓬田村発展のために一生懸命頑張っていたきたい。答弁は求めませんが、1番の粗大ごみの回収については終わります。（「議長」の声あり）

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） まず、村長という立場では、やっぱり事務の執行に対してあらゆる責任を持っているということは自分自身自覚していきやならないことでありまして、ただいまの久慈議員のお話を聞きまして全くそのとおりで感じております。やっぱり私が、これは課長をかばうわけではございません。平成15年のやはり行政改革を進めて以来、今から10年以上、十二、三年前になりますけども、そこから職員定数をどんどん減らしてきた。それは小さな政府ということで国から求められてやってきてるわけですけども、逆にいうとそこで採用して事務、人事が回転していけば非常にやりやすい行政ができるんでありますけども、5年も6年も新規採用なかったということは、現在、例えば21年度に採用した方は、まだ5年ぐらしか経験がない。その間の行政経験というのが足りない。それが何に反映されるかという、結局マンパワーと称する人的な力が足りない部分に反映されてきている。キャリアが足りないという部分であります。

しかし、村長として泣き言は言えないわけでありまして、やはり今久慈議員の話を聞きながら、やっぱり私自身村長としてですね、やっぱり年間の計画というのを各課にきちんと把握させて、その年間計画に基づいて自分たちの目標、いつまでやるのかということを決めさせること、これによって住民との対話をしなきゃいけない、これが無いから、この2つがないからこういう久慈議員のような意見になるんだろうと私は思いました。

今後、そこに十分気をつけて進めさせていただきますので、何とぞご協力のほどを、お願いしたいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） わざわざ村長の言葉をいただきまして、ありがとうございます。

私も10年、五、六年生とか、10年ぐらいいらっしゃれば大分プロの経験に属してくるだろう。そうすれば3月の当初予算の自分たちの課の事業は何かとアンダーラインを引っ張ったり、これは私の担当だとか、そういう感じで認識をしていくとは思いますが、やはり私は今回の件はお願いに行った時点で、議員がこうやって来たけども何ぼでも早くやることはできないだろうかという協議はしてほしかったなと、そういうことは残念に思ったわけです。

次の、2番目の村道整備について質疑に入ります。

2番の1ですけれども、瀬辺地地区の大川目線の一部が碎石道路のままです。これは以前鉄道運輸機構が最後、あそこ、瀬辺地の大川目のほうから撤退するときに、きちんと舗装整備していただいた。しかしながら、ごく一部、地権者との折り合いがつかず、その間はやらないということで私たちも議会で報告を受けております。

しかしながら、地権者の部分もあるかもしれませんが、村道の部分もあるはずですが、村道が全然なくて地権者のところだけ通ってるという認識はないと思いますので、その村道の部分に関しても村できちんと、あそこだけ残しておくというふうなのもためですから、何とか整備をしていただきたいと、そういう予定を立てていただけないかということなんですが、課長の答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） ただいまのは大川目線は村道631号線、通称瀬辺地開拓線でありまして、北海道新幹線津軽蓬田トンネルに電気を安定的に供給するための施設、補助饋電区分所までの約4キロメートルに関して鉄道運輸機構が平成23年度より道路整備を行ってきたところであります。

その中で、議員おっしゃる約125メートルの区間が碎石道路のままになっております。この区間については、議員おっしゃるとおり用地交渉において地権者の同意が得られなかったと聞いております。村道の部分もあるわけですが、現況の道路と国土調査の境界のずれがありまして、今の道路が個人の山にかかっていると、個人の山を道路があるというということで、この辺については鉄道運輸機構と連絡を密にしながら、例えば今言われた村道の部分についてはどのぐらいあるのか、恐らく測量の成果があると思いますので、それを確認して進めていきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 課長、村道の部分はどのくらいか、運輸機構が確認した、そういう資料をもとに見てみたいということの答弁でしたけども、どうしても村道の部分が幅が狭い。国土調査のときに間違った調査の結果、今に至ってしまっている以上、余り村道が狭いと、やはりその地権者の部分を、村でも何とか交渉して買い取るみたいな方向で、ぜひいってほしいなど。あそこも、もし時間があれば村長も一度通ってほしいなど、そう思いますので、村長のほうも現場少しちょっと見ていただいて、いい方向に今後進めていただきたい。

私は、今回これ、前に運輸機構のほうからの結果とかも報告を受けておりますので、答

弁は求めませんが、よろしく願い申し上げて、この件に関しては終わりたいと思います。

2の2について入ります。

村道の瀬辺地広瀬間ですけども、法面の雑木が大分大きくなってしまってます。そして、乗用車あたりですと、何ていうんですか、枝が伸びて乗用車に接触というんですか、また大型車両だとミラーのステーにががつと当たったりとか結構大きくなっております。そういうふぐあいな部分も若干ありますので、まだ幹の小さいうちに整備したほうが同じ整備するにも安い予算で行われるのではないかと思いますけども、これからのそういう計画はあるかないかお願い、答弁をお願いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 議員に言われて現地のほう確認してきました。確かに枝が道路の方向に伸びてきたり、ツル草が標識に絡まったり、そういうところもありました。交通に支障が出ないように早期にこれは整備を行っていきたいと考えております。

なお、今月、9月の8日からですけども村道の草刈り、入っております。その部分について、支障がある部分については、できるものであれば除去してほしいということはおっしゃっております。

これからも計画的に、こういう道路は当然確保していかなければならないし、普通乗用車並びにバスも走る、ダンプも走るということで、大型も考えたそういう整備、例えば草とか枝とか、していきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 今これから草刈りという事業がありまして、それに乗って必要な部分に関しては伐採等を行うよう申し上げておくという課長の答弁ですので、よろしくお願ひしたい。

また、やはりなかなか補正うんぬんだめですので、できればこれは一旦一回全部刈り取っておこうというのであれば補正に組んで、補正じゃないや、3月の当初という予算に盛り込んでいただければ本当に助かると思います。

以上をもって、簡単ではございますけども、ご質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） これで、2番久慈省悟君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了するわけですが、課長の皆様をお願いいたします。

本日、各議員の皆さんからいろいろな要望など出されましたが、検討しますということが多々あったと思います。それは絶対に検討して、また同じような質問が繰り返されないように、よろしくお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時43分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長坂本勝教が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員